

# 休業法人等の法人県民税・法人事業税の申告等について

法人の本来の目的たる事業の廃止を決定したが法務局にて解散の登記をしていない法人（以下「解散未登記法人」といいます。）や事業を休止している法人（以下「休業法人」といいます。）の法人県民税・法人事業税の申告等に当たっては、下記に示す事項に留意願います。

なお、法人の事務所・事業所や従業者の状況により、下記とは異なった取扱いとなる場合もありますので留意願います。

## 記

### 第1 解散未登記法人に係る法人県民税・法人事業税の申告等

解散未登記法人であっても、資産を有し、益金（収入）又は損金（経費）（以下「益金又は損金」といいます。）が発生しているものについては、事業の廃止の日以降も事業等を行っているものと認められますので、法人県民税・法人事業税の申告等が必要です。

### 第2 休業法人に係る法人県民税・法人事業税の申告等

休業法人で、①～③に掲げるもの**以外**の益金又は損金が発生しているものについては、事業の休止の日以降も事業等を行っているものと認められますので、法人県民税・法人事業税の申告等が必要です。

- ① 保管を目的とする預貯金残高等にかかる受取利息等の益金
- ② 固定資産（運用目的に保有するものを除く）償却費、開業費等の繰り延べ資産の償却費、商品等の評価損、棚卸減耗費、その他決算書の作成、法人税の申告等に要する費用（法人の職員に対する給与等を除く）の損金
- ③ その他①又は②の益金又は損金と性質を同じくすると認められる益金又は損金

### 第3 均等割の課税

- 1 事業等を廃止又は休止した場合の均等割については、廃止又は休止を決定した日の属する事業年度の開始の日から事業年度終了の日までの期間で計算して申告してください。
- 2 解散未登記法人又は休業法人が、事業等を再開又は解散等した場合の均等割は、事業等を再開又は解散等した事業年度の開始の日から当該事業年度終了の日までの期間で計算して申告してください。
- 3 事業を廃止又は休止した事業年度の終了の日から事業等を再開した事業年度の開始の日までの期間が1年に満たない場合は、その間は事業を継続していたものとして取り扱う場合がありますので留意願います。

### 第4 事業の廃止又は休止の届出等

- 1 事業の廃止又は休止については、「事業（廃止・休止）届兼現況説明書」を提出願います。内容を確認の上、課税庁が認める場合には、事業の休止の日の属する事業年度の翌事業年度以降に係る法人県民税の均等割について課税を保留します。
- 2 上記届出を行った場合でも、課税庁が事業等を行っているものと認めた場合には、さかのぼって課税されることがあります。
- 3 事業等を再開した場合については、「法人設立等届出書」（宮城県県税条例施行規則様式第54号）により、速やかに届出願います。